

農地法第3条許可基準及び許可申請の流れについて

久御山町農業委員会

農地の売買、贈与、貸借等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○農地法第3条の主な許可基準（農地法第3条第2項）

《申請に基づいて、次のような内容を主に審査します。》

【全部効率利用要件（1号）】

- ・今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作することができるか（※1）

【農地所有適格法人要件（2号）】

- ・法人の場合、農地所有適格法人の要件を満たしているか（※2）

【農作業常時従事要件（4号）】

- ・申請者または世帯員等が農作業に常時従事できるか（※3）

【下限面積要件（5号）】

- ・今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計が下限面積以上に達しているか（※4）

【地域との調和要件（7号）】

- ・今回の申請農地について取得を認めると、周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じることにはならないか。

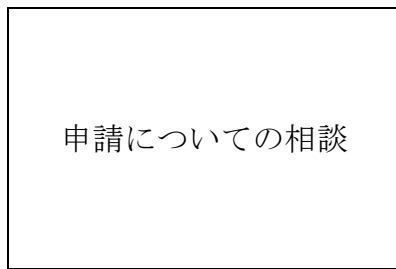
- ※1 現に所有している農地及び借りている農地の中に遊休農地となっている農地がある場合や、すぐに効率的に耕作しないで、例えば、将来の退職後に耕作することを見込んで取得する場合などは、農地法第3条第2項第1号の規定により許可することはできません。
- ※2 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されていること等の農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
- ※3 自ら農作業に従事しないで、他の人に農作業を任せるとを前提に取得する場合は、農地法第3条第2項第4号の規定により許可することはできません。
- ※4 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

《久御山町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。》

地域	下限面積
久御山町（全域）	30a

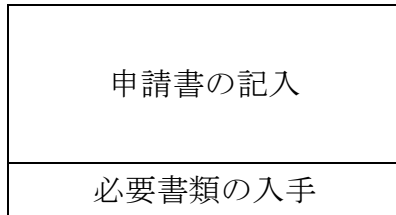
○農地法第3条許可申請の流れ

≪申請者の方の流れ≫



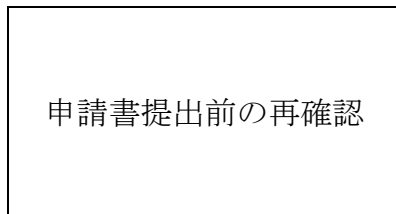
※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

【農業委員会事務局（役場2階産業課内）】
住所：久御山町島田ミスノ38番地
電話：075-631-9964 / 0774-45-3914

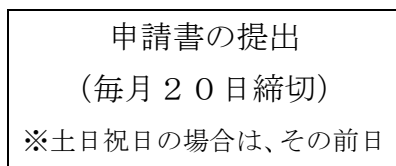


※ 申請内容に応じて申請書（ホームページからダウンロードできます。）をご記入いただきます。記入に当たっては記入例を参照してください。

※ 許可申請必要書類一覧をご確認ください。

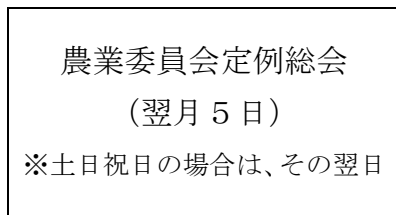
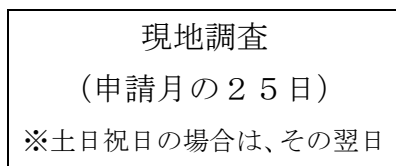
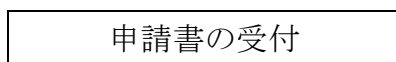


※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や許可申請必要書類一覧をご確認ください。

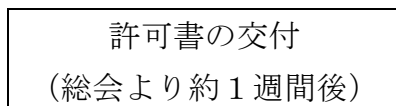


※ ご足労ですが、農業委員会事務局の窓口までお越しく
ださい。

≪農業委員会の流れ≫



※ 農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、許可・不許可について、農業委員会が意思決定を行います。また、必要に応じて申請者の方に申請内容の確認を行う場合があります。



※ 許可書の用意ができましたらご連絡しますので、農業委員会事務局の窓口まで認印を持ってお越しく
ださい。